

「空き家」ガイドブック



©岡山県「ももっち」 ©岡山県「うらっち」

あなたが所有している空き家について、「そのまま放置しておいても、たぶん問題ないだろ？」と思っておられませんか？

すぐに他の目的で利用するとか、特に目立った異変がないうちはよいかもしれません、家は使われなくなると、急速に老朽化し、ご近所へ大きな迷惑をかけてしまうかもしれません。

しかしながら、大切に使い、思い出が詰まった空き家を、持ち続けるか？手放すか？はとても判断しにくいものです。

このガイドブックは、空き家を持ち続けること、手放すことについて考えてもらい、判断してもらうための一助となるよう、**メリットやデメリット、支援情報、相談先**をまとめたものです。

あなたの**空き家を今後どうしていくか**考えてみる「キッカケ」としてご活用ください。

あなたの空き家、どうしますか。

持ち続ける

住む

管理する
P4

賃貸する
P8

手放す

解体する
P12

売却する
P10

登記
P7

補助制度等
P14

相談先
P15

このガイドブックの主な登場人物

空き家に関する
専門的な内容は、
わしが解説するぞ！



空き家博士

空き家に関する
問題は実に様々です
あなたの空き家を
今後どうしていくか
僕と一緒に、
考えてみましょう



空き家くん

空き家を所有して
るんだけど、
有効活用できな
いから



ナカイエさん

今住んでいる家を
息子に相続して、
都心のマンションに
引っ越すつもり
なんじゃ



アキヤマさん

空き家の適正管理や
利活用について、
ご相談ください



地域の不動産業者さん

父から実家を相続する
予定だけど、
今住んでいる家から
遠いんだよな～
自分たちで管理
できるかな？



アキヤマさんの息子さん

岡山県版 「空き家」ガイドブック もくじ

空き家の何が問題か P2、P3

空き家を管理する P4、P5

家財等の整理・処分について P6

空き家の登記 P7

空き家を賃貸する P8、P9



空き家を売却する P10、P11

空き家を解体する P12、P13

空き家に関する補助制度等 P14

相談先 P15~P17



空き家の何が問題か

■ 様々な事情で、「空き家」が増えています

空き家になる事情は実に様々。自分や親が住んでいる家だけでなく、相続の関係で遠い親戚の家の管理者となる可能性もあります。

- 親が亡くなり実家が空き家になった
- 独り暮らしをしていたが、高齢になり施設に入ることになった
- 転勤になり、戻ってくる時期がわからない
- 高齢となった両親が子どもの家で同居することになった



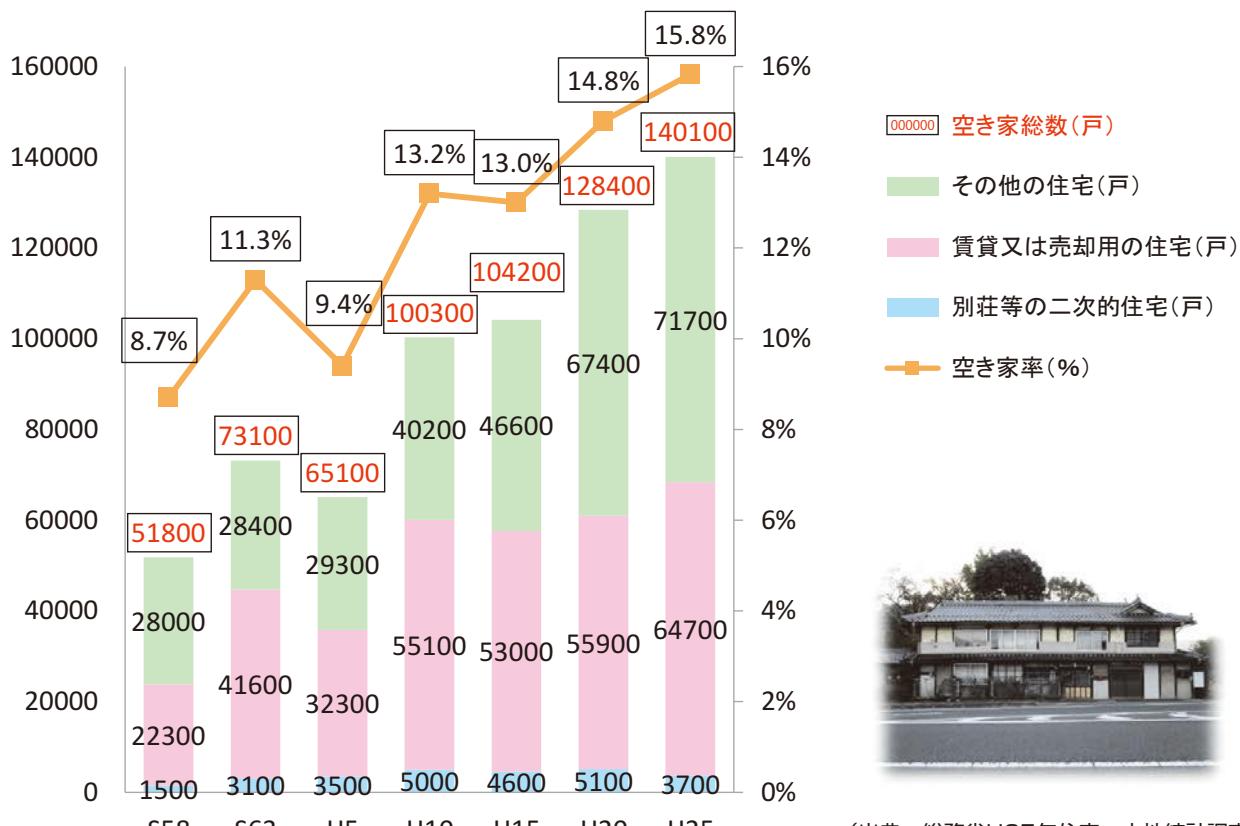
■ 県内でも空き家が増えています

総務省「平成25年住宅・土地統計調査」によると、全国の空き家は約820万戸、空き家率は13.5%であり、年々その数は増えており、2033年には空き家率は3割を超えるとの推計もあります。

岡山県でも空き家の数、率ともに増加しており、空き家率は15.8%と全国平均を上回っています。特に、賃貸・売却用でも別荘等として使用中でもない住宅は、空き家全体のうち39%を占めており、このような空き家が放置されたままになるおそれがあります。

	住宅数(A)	空き家数(B)	空き家率(B/A)
全国	60,628,000	8,195,600	13.5 %
岡山県	885,300	140,100	15.8 %

県内の空き家の総数は20年で2倍以上に増加！



空き家を放置すると様々なリスクが!



防災面の問題

- 強風等で屋根や外壁等が落下・飛散する
- 老朽化により建物が倒壊する
- 放火等による火災の発生
- 不審者の侵入
- ゴミが投棄される

地域力の低下

- 景観への悪影響
- 地域の防災性、防犯性の低下
- 地域に空き家が増えやすくなる

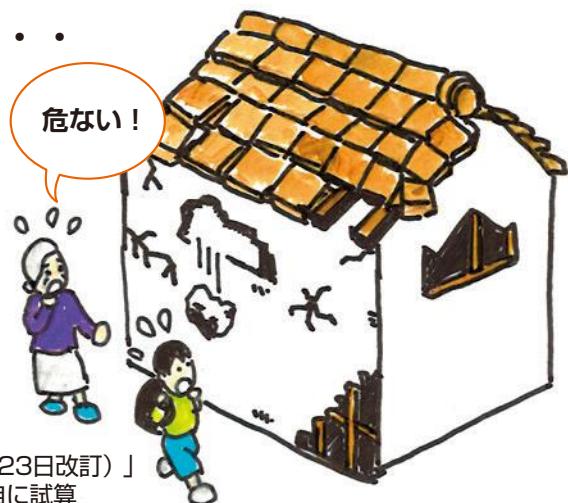
■ 損害賠償の支払いに発展する場合も・・・

(出典：(公財)日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」)

外壁等の落下による死亡事故(想定)

空き家から外壁が落下。
下にいた小学6年生の男児が死亡。

損害賠償金5,630万円



※試算方法 「交通事故損害算定基準実務運用と解説.(平成24年2月23日改訂)」
(（財）日弁連交通事故相談センター)等に基づき、独自に試算

■ 空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました

空き家の問題が深刻化するのに伴い、所有者などの責任をより明確にし、行政(市町村)が危険な空き家(※特定空家等)を認定、建物の除却や修繕などを指導することを定めたもので、所有者の自主的な除却を促すことが狙いとなっています。

特に危険な空き家に対しては、行政が空き家の除却の勧告、命令を行い、最終的に代執行の措置が講じられる場合もあります。



※特定空家等(法第2条第2項)

- 倒壊等著しく保安上危険となるおそれ
- 著しく衛生上有害となるおそれ
- 著しく景観を損なっている
- 生活環境の保全上不適切



特定空家等に認定

助言・指導

勧告

命令

行政代執行

注意！ ※勧告の措置が命じられると、固定資産税の住宅用地の特例（税金の軽減）を受けられなくなります。
その場合、土地にかかる固定資産税が6倍くらいまで上がるケースがあります。

空き家を管理する

■ 空き家を放っておくとかえってお金がかかることも・・・

大切に使っていた家も使われなくなれば、途端に傷みが早くなります。

今後、自分で住んだり、他人に売るなど、空き家を活用しようと思い立っても、改修や修繕、雑草の除去、害虫駆除等で多額の費用が掛かって資金繰りに苦労したり、諦めなければならなくなります。



■ 空き家を適切に管理することで利活用できます

空き家を定期的に管理をして劣化を防ぎ、資産価値を維持することで、将来、所有者自身が住むことはもちろん、賃貸や売却でほかの人に提供する方法もあります。



所有者自身が活用する



賃貸する P8



売却する P10

■ まずはご自身で空き家を定期的に管理しましょう

空き家の管理の方法



作業項目	作業内容	
内部	通風・換気 (60分程度)	すべての窓・収納扉（押入れ・クローゼット）の開放 換気扇の運転
	通水 (3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す（防臭、防虫のため）
	清掃	室内の簡単な清掃
外部	郵便物整理	ポスト、玄関への郵便物・配布物の整理
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの掃除
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック
	設備の傷み	水漏れがないかチェック

※鍵をかけ忘れないようにしましょう

■ ご自分で管理できない場合は、空き家管理サービスの利用を検討してみてください

管理サービスとは空き家の所有者等から依頼を受け、一定の頻度で、換気や通水などを行い、建物に異常がないかを確認する業務を指します。

管理サービス
って何?



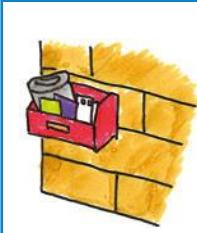
おまかせください



外観調査



郵便物の管理



植木の確認



通水・換気



■ お近くの「空き家管理サービス」業者をご紹介します

(一社)岡山県宅地建物取引業協会と(一社)岡山県不動産協会が、空き家の管理サービスを提供する業者を登録する制度を創設しました。
不動産情報サイト「住まいいる岡山」に、**空き家管理業者リスト**を掲載しています。



不動産情報サイト「住まいいる岡山」で、空き家管理サービスを行う業者を簡単に検索できます。

URL : <https://www.ok-smile.jp/>



業者リストから候補を選ぶ

A社

会社所在地〇〇 連絡先〇〇

B社

会社所在地〇〇 連絡先〇〇

リストから候補を選び電話、FAX、eメール等で直接、業者にお問い合わせ・ご相談ください。
サービスの内容や料金などをご確認ください。



所有者と業者が
契約



※このサイトは、(一社)岡山県宅地建物取引業協会と
(一社)岡山県不動産協会が合同で運営しています。

空き家の管理に関するここと

○空き家管理サービス情報（住まいいる岡山）に関するここと

(一社)岡山県宅地建物取引業協会 電話:086-222-2131

(一社)岡山県不動産協会 電話:086-231-3208

○市町村の空き家対策担当窓口 ⇒ 市町村の相談先へ **P16・P17**

家財等の整理・処分について

空き家には、生活していたときの家財等が多く残されている場合があります。

早い段階で、家財等を処分しておくと、空き家の売却、賃貸、除却等がスムーズに進みます。

早く家財を処分してよ～
活用されないよ～



■ 家財等の処分の際の注意点

不要な家財等は、住宅のある市町村のゴミ収集ルールに従って処分しましょう。

一般廃棄物の収集・運搬は市町村の許可を受けた業者等しか行えませんので、違法な廃品回収業者に処分を依頼しないでください。許可業者かどうかは、住宅のある市町村にお問合せください。



■ 仏壇・神棚の処分

ご先祖様や亡くなった方を祭る仏壇等は簡単に捨てる事ができず、処分に悩まれる方が多いのではないでしょうか。しかし、仏壇等が放置されたままでは、空き家の売却や解体の妨げとなる場合があります。

仏壇等の処分については、地域や宗派等で種々の方法がありますが、閉眼法要等、正しい手続きを踏めば、通常の家財と同様に扱うことができる場合もあるため、まずは菩提寺・神社等に相談してみると良いでしょう。

また、処分の方法としては、仏具店に引き取ってもらう方法やお寺（菩提寺など）等に引き取ってもらう方法もありますが、引き取ってもらえるかどうかについて、事前に確認を行ってください。

その他、岡山県司法書士会でも相談に応じています。



■ 家財等の処分に関する補助制度について

家財等の処分費用に対して補助を行っている市町村もありますので、確認してみてください。

⇒家財等の処分に関する補助制度がある市町村 **P16・P17 (その他の支援制度の一部)**

津山市、笠岡市、高梁市、新見市、真庭市、早島町、鏡野町、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町

一般廃棄物の処分に関する相談先

○各市町村

仏壇等の処分に関する相談先

○岡山県司法書士会 電話:086-226-0470

空き家の登記

不動産登記は、大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などを公の帳簿（登記簿）に記載し、これを一般公開することにより、権利関係などの状況が誰にでもわかるようにし、不動産取引の安全と円滑をはかる役割をはたしています。



■ 相続登記をした場合のメリット

不動産について、実際の所有者と登記簿上の所有者が一致する等の権利関係が明確になり、相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができます。

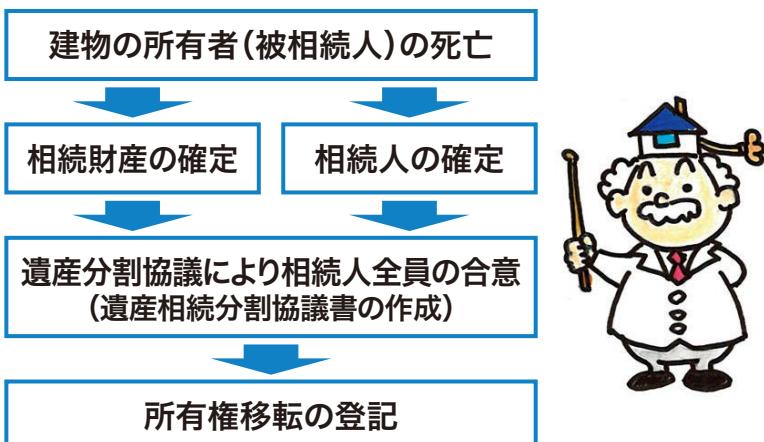
■ 相続登記をしないで放っておいた場合のデメリット

不動産の処分等をする場合、所在不明の方などがいる場合には、すぐに遺産分割協議等の相続手続きができず、相続登記がすぐにはできないことになります。

また、相続人の調査だけで相当時間を要し、登記手続費用等も高額となってしまいます。

手続きに時間が掛かると、相続した不動産を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができないことがあります。

■ 相続と登記の流れ（例）



空き家の増加には相続が大きく関係しています。

所有者が家の相続人を決めずに亡くなる

複数の共有名義になる

遺産の使い道が決まらない

手入れをされないまま空き家に…



*登記に必要な「戸籍謄本」は本籍地の市町村で交付請求できます。

なお、婚姻や転籍などで本籍地が変わっている場合は、従前の本籍地と現在の本籍地のそれぞれの市町村に交付請求が必要です。

*戸籍が紙で編成されている場合には、「戸籍謄本」、電子化されている場合には「全部事項証明」と言います。

お知らせ

平成29年5月に、相続手続に係る相続人負担を軽減し、相続登記を促進するための**法定相続情報証明制度**が新設されました。

登記、相続に関するご質問

○岡山県司法書士会 電話:086-226-0470
○岡山県土地家屋調査士会 電話:086-222-4606

法定相続情報証明制度に関するご質問

○岡山地方法務局 電話:086-224-5656

空き家を賃貸する



メリット

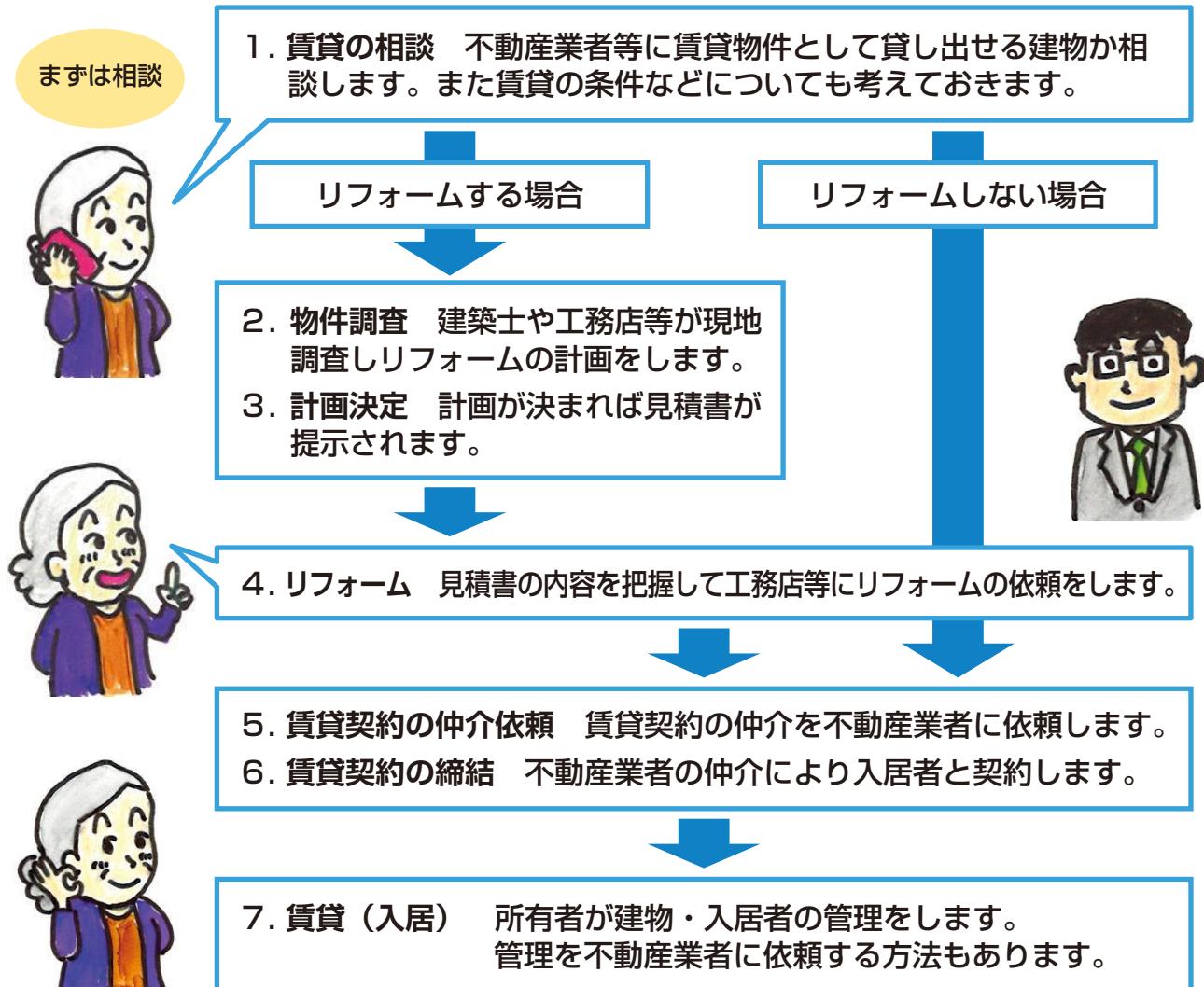
- 建物を持ち続けられる。
- 定期の家賃収入が見込める。
- 換気や水廻りの通水などの管理を自分でやらなくて良い。



デメリット

- 入居者がいなければ収入が得られない。
- 入居者との間に家賃滞納等のトラブルが起こる可能性がある。
- 賃貸に出す場合は、原則、すぐに入居して生活できる状態にしておかなければならぬため、空き家の状態によっては、大規模なリフォームが必要となり、その費用が高額になる場合がある。
(原則、リフォーム費用は所有者負担となる)

■ 相談から賃貸までのイメージ（普通借家契約の場合）



■ 将来は自分で使いたいという人には「定期借家契約」もあります

賃貸を始めてしまうと、自分の使いたい時に使えないのでは？という不安がある人は、「定期借家契約」がおすすめです。

契約する段階で、契約期間を定めるので、期間終了と共に賃貸契約も終了になります。

空き家にしない（借りた人が管理してくれている）ので傷みも少なく収入も得ることができ、自分が使いたい時に使える契約制度です。



■ 定期借家に関する民間制度等もあります

定期借家に関して、(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI)のマイホーム借り上げ制度があります。これは、シニアを対象に所有する住宅を最長で終身にわたり借り上げて転貸し、安定した賃貸収入を保証する制度です。

また、各種銀行においても、JTIのマイホーム借り上げ制度と連携して融資する制度があります。

■ リフォームは借りた人にお任せする方法もあります（DIY型賃貸借）



家はきれいじゃないと
借り手がつかない
んじゃない？

いいえ、一概には
いえません。



例えば、自分で
内装をリフォーム
するから、家賃は
安い方がよいと
いう人もいます。



管理している空き家の状態が悪く、手を入れないと貸し出せない・・・という場合は、いっそのこと、内装などを一切お任せしてしまう方法もあります。

その分、賃料を安くすれば、どちらにもメリットのある契約になります。

その際には、どこまで変更していいのか、また、退去時にどこまで現状回復させる必要があるかは明確にしておきましょう。

(国土交通省住宅局住宅総合整備課賃貸住宅対策室ホームページに「DIY型賃貸借に関する契約書式例とガイドブックについて」を掲載しています。)

空き家の賃貸に関するこ

- (一社) 岡山県宅地建物取引業協会 電話:086-222-2131
- (一社) 岡山県不動産協会 電話:086-231-3208

マイホーム借り上げ制度に関するこ

- (一社) 移住・住みかえ支援機構 電話:03-5211-0757

リフォームに関するこ

- (一社) 岡山県建築士会 電話:086-223-6671
- (一社) 岡山県建築士事務所協会 電話:086-231-3479

空き家を売却する



メリット

- 空き家に維持費用や管理の手間がかかるない。
- 一時的にまとまった収入が得られる。
- 現金化することにより相続人で遺産分割しやすくなり、相続トラブルの回避につながる。

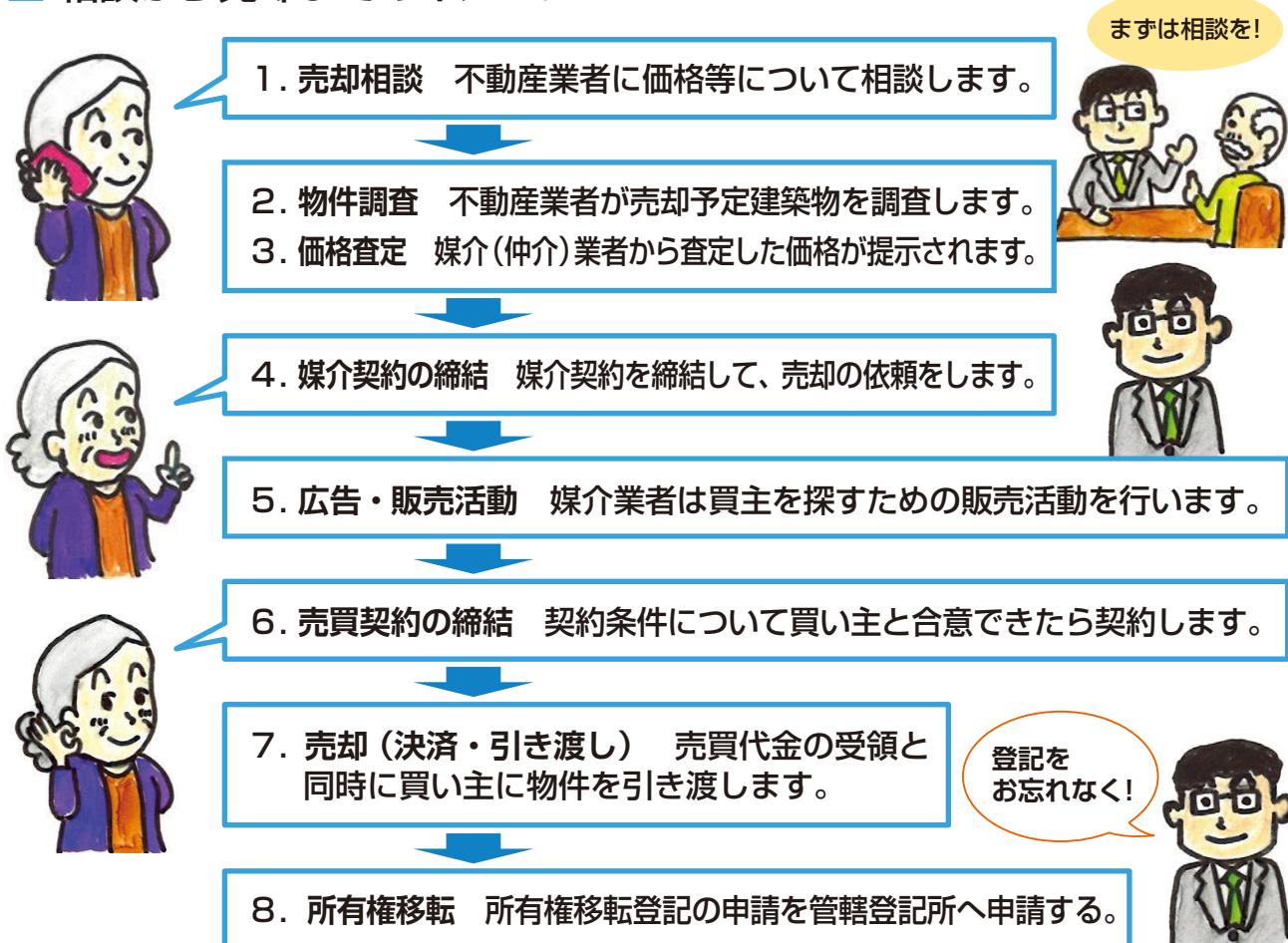
※不動産を売却した際に発生する譲渡所得に対しても税金がかかりますが、条件を満たせば3,000万円の特別控除を受けることも可能です。



デメリット

- 空き家の売却先を探す手間がかかる。また、希望価格で売れるとは限らない。
- 土地を測量する場合、境界確定などに費用や手間がかかる。
- 更地にしての売却でなければ買い手がつかない場合があるため、その場合、解体費用がかかる。
- 購入者が空き家を違う用途に使いたくても建築関係法令の制約から用途の変更が認められない場合がある。

■ 相談から売却までのイメージ



■ 空き家の様々な活用事例があります

住まいとして長年使われてきた建物でも、活用方法は住宅に限らず様々です。

実際に飲食店や宿泊施設等のほか、地域のコミュニティースペースなど多くの活用事例があります。

美咲町の事例

戸建て住宅→カフェ

空き家をカフェとして改修し開業。店舗として利用できるようにするために、内装やトイレを改修。
(この事例は、美咲町の補助金を活用して実施されました。)

改修前



改修後



■ 空き家バンク制度を知っていますか？

「空き家バンク」とは、空き家の有効活用を通して定住促進による地域活性化等を図るため、空き家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度です。

○市町村の空き家バンク

空き家バンクに登録したい、空き家バンクで物件を探したい、という方は市町村の担当課にご連絡ください。

○岡山県空き家情報流通システムについて

空き家取引をより適正に行うため、県、市町村、不動産関係団体が協働し、空き家を利活用したい所有者と、媒介（仲介）業者となる不動産業者とをマッチングするシステムです。システムで支援されている物件は、市町村の空き家バンクのホームページにも掲載しています。

○全国版空き家・空き地バンク

全国の対象物件を一覧できる、全国版空き家・空き地バンクがあります。

空き家の売却に関するこ

- (一社) 岡山県宅地建物取引業協会 電話:086-222-2131
- (一社) 岡山県不動産協会 電話:086-231-3208
- 岡山県土地家屋調査士会 電話:086-222-4606
- 岡山県司法書士会 電話:086-226-0470



空き家バンク、岡山県空き家情報流通システムに関するこ

- 市町村空き家バンク担当窓口 ⇒ 市町村の相談先へ **P16・P17**

○岡山県空き家情報流通システム

⇒不動産情報サイト住まいの岡山ホームページ
⇒URL : <https://www.ok-smile.jp/vacant-house>



○全国版空き家・空き地バンク（国土交通省ホームページ）

⇒URL : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/seisei_const_tk3_000131.html



空き家を解体する

空き家が老朽化しており、今後住む予定がない、管理することも困難な場合などは解体することも一つの方法です。

空き家の解体費用を補助している市町村もあります。



メリット

- 管理が必要なくなり、空き家が原因となる被害の発生の心配もなくなることで、費用面や心の面での負担が軽減される。
- 土地を売却しやすくなる。
- 土地を売却し、現金化することで、相続人で遺産分割しやすくなる。



デメリット

- 売却等の利活用されるまでの跡地は、雑草等が生えないようしたり、空地に出入りできないよう柵を設けるなどの対策を行う必要がある。
- 更地にすると固定資産税等の住宅用地特例が適用されなくなる。
- 解体後に建築法令等の制約で再建築できない場合がある。

■ 住宅の解体費用について

解体工事の費用は、建物の状況や道路などの周辺の状況、解体場所と廃棄物処分場等の位置関係等、現地の状況によって価格は大きく変わります。事前に複数業者に現地を見てもらい、見積もりをお願いしましょう。

■ 解体業者との契約について

建設業法では、解体工事を行う際に書面による契約書を取り交わすことが決められています。トラブルに巻き込まれないためにも、必ず、解体工事を行う前に、契約を交わすようにしましょう。



■ 解体業者を選ぶ際の留意点

解体工事は、建設業法上の「土木一式工事」「建築一式工事」「解体工事」の許可*または解体工事業の登録を受けている者であれば、工事を請け負うことができます。

解体工事を依頼する場合は、依頼する業者が許可または登録を受けているかどうかを事前に確認することが重要です。許可または登録を受けているかどうかの確認は、下記で調べることができます。

○ 「岡山県の建設業許可業者一覧」、「解体工事業登録業者一覧」

⇒岡山県土木部監理課ホームページに掲載

URL : <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/59>



*経過措置が設けられ、平成28年6月1日時点で既にとび・土工工事業の許可をもって解体工事業を営んでいる建設業者については、平成31年5月31日までの間は、解体工事業の許可を受けなくても引き続き解体工事業を営むことができることとされています。この経過措置が適用となる建設業者については、解体工事業の登録は不要です。

■ 解体工事に係る各種手続き

<解体前>

○建設リサイクル法の届出（工事発注者が提出）

解体建物の床面積の合計が80m²以上の場合、工事発注者は工事着手の7日前までに所管する県の県民局・地域事務所または市役所に届出が必要です。

⇒建設リサイクル法の届出の手続き及び届出窓口に関すること

県建築指導課のホームページ

URL : <http://www.pref.okayama.jp/page/detail-22003.html>



○建築物除却届（建築物の除却の工事を施工する者）

工事部分の床面積が10m²を超える建築物の除却工事をする場合に届出が必要です。

⇒建築物除却の手続き及び届出窓口に関すること

県建築指導課のホームページ

URL : <http://www.pref.okayama.jp/page/detail-27511.html>



○隣地境界について

隣地との境界がはっきりしない場合は、事前に土地家屋調査士等に相談しましょう。

<解体工事後>

○滅失登記について

解体から1ヶ月以内に登記建物は法務局において、「建物滅失登記」を行います。

また、解体後は、市町村の固定資産税関係課への届出（滅失届）が必要となりますので、市町村にお問い合わせください。



■ 解体後の土地活用にも様々な方法があります



○建物を解体した後に、土地を売却や賃貸する方法があります。

危険空き家の解体補助に関するこ

○市町村の除却補助制度担当窓口

⇒市町村の相談先へ P16・P17

空き家の解体に関する相談先

○解体後の土地活用に関するこ

(一社) 岡山県宅地建物取引業協会 電話:086-222-2131

(一社) 岡山県不動産協会 電話:086-231-3208

空き家に関する補助制度等

■ 改修費用

空き家に居住しようとする方に対して、空き家の改修費用の一部を補助する制度を設けている市町村があります。

また、空き店舗の改修費用の一部を補助する市町村もあります。

■ 危険空き家の解体費用

危険な空き家を解体しようとする所有者などに対して、費用の一部を補助する制度を設けている市町村があります。

■ その他費用

その他、所有者などの空き家の活用を支援するための様々な補助制度を設けている市町村もあります。

(例)

- 空き家バンク登録をした所有者への奨励金や空き家バンク登録物件の購入費用や賃貸費用の一部を補助
- 空き家の家財処分に要する費用の補助
- 中心市街地の空き店舗の活用のため、賃貸費用の一部を補助 など
(詳しくは市町村にお問い合わせください。)

■ 活用・解体費用のローンや融資等があります

各銀行、信用金庫などが空き家の改修や解体ローン等の商品を出しています。

また、住宅金融支援機構では中古住宅購入資金やそれに伴うリフォームを行う場合に金利を引き下げた融資を行っています。

補助制度に関するこ

○制度の有無・内容は空き家の所在する市町村にお問い合わせください。
⇒市町村の相談先へ **P16・P17**

活用・解体ローンに関するこ

○ローンの有無・内容は金融機関にお問い合わせください。

関係団体の相談先

団体名	相談内容	連絡先	備考
(一社) 岡山県宅地建物取引業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家管理サービス情報 【P4～P5】 ・賃貸・売却 【P8～P11】 ・解体（土地活用） 【P12～P13】 	086-222-2131	<p>【不動産無料相談所】 岡山地区：岡山県宅建会館 第1～第4水曜日 午前10時～午後3時 電話086-222-2131 倉敷地区：倉敷市役所1F 第1・第3金曜日 午前10時～午後3時 電話086-426-3111 津山地区：津山宅建会館 第2週の金曜日 午前10時～午後3時 電話0868-24-6321 総社地区：総社市役所 偶数月の第2週木曜日 午前10時～午後3時 電話0866-92-8253 笠岡地区：笠岡市役所 奇数月の第2週木曜日 午前10時～午後3時 電話0865-69-2377 (詳細はホームページをご確認ください。 URL : http://www.okayama-takken.jp) </p>
(一社) 岡山県不動産協会	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家管理サービス情報 【P4～P5】 ・賃貸・売却 【P8～P11】 ・解体（土地活用） 【P12～P13】 	086-231-3208	<p>【不動産に関する無料相談会】 岡山市北区本町4-18 コア本町3F 毎月第2・第4火曜日 13:30～15:30まで（要予約） (詳細はホームページをご確認ください。 URL : http://www.okayama-fk.jp/) </p>
岡山地方法務局(不動産登記部門)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続登記（法定相続情報証明制度） 【P7】 	086-224-5656	
岡山県司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> ・相続・登記 【P7】 ・仮壇の処分 【P6】 ・売却 【P10～P11】 	086-226-0470	<p>【司法書士総合相談センター（電話相談）】 毎週月曜日～金曜日 17:00～19:00 おかやま総合相談センター 電話086-224-2334 つやま総合相談センター 電話090-9730-2333 くらしき総合相談センター 電話086-435-3533 (詳細はホームページをご確認ください。 URL : http://www.okayama-shiho.com/) </p>
岡山県土地家屋調査士会	<ul style="list-style-type: none"> ・相続・登記（境界確定） 【P7】 ・売却 【P10～P11】 	086-222-4606	<p>【無料登記相談会】 倉敷市役所 每月第1・3木曜日（祝日は開催なし） 13時から16時まで その他 児島支所、玉島支所、水島支所、倉敷市 真備保険福祉会館においても無料相談会を実施 (その他、岡山市のエリアにおいても相談会を実施 することがあります。開催日、開催場所等詳細は ホームページを参照してください。 URL : http://www.okayamachousashikai.or.jp/) </p>
(一社) 岡山県建築士会	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム (住宅に関するよろず相談) 【P8～P9】 	086-223-6671	<p>【無料住宅相談会の実施】要予約（086-223-6671） 岡山エリア：岡山ふれあいセンター 每月第2土曜日 PM1:30～4:30 津山エリア：津山市役所 1階市民ホール 隔月第4木曜日 PM1:30～4:30 東備エリア：備前市エコハウス 每月第3土曜日AM10:00～13:00 (詳細はホームページをご確認ください。 URL:http://www.aba-momo.com/) </p>
(一社) 岡山県建築士事務所協会	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム(建築設計事務所の 設計・監理業務に対しての相談) 【P8～P9】 	086-231-3479	<p>【建築設計事務所の設計・監理業務に対しての相談】 每週月曜日～金曜日 10:00～16:00 (詳細はホームページをご確認ください。 URL:http://www.o-a-a.com/) </p>
(一社) 移住・住みかえ支援機構(JTI)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイホーム借り上げ制度 に関するこ 【P8～P9】 	03-5211-0757	
県建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・解体（建設リサイクル法の届出、建築物除却届） 【P12～P13】 	086-226-7499	

市町村の相談先

県内市町村の空き家相談窓口一覧

市町村	空き家相談窓口	相談内容	電話番号	空き家 バンク ^{*1}	空き家に関する補助制度				
					改修	除却			その他の支援制度 ^{*2}
						有無	補助率	限度額	
岡山市	建築指導課 (空家対策推進室)	総合相談窓口	086-803-1410	◎	○	○	1/3	50万	
倉敷市	住宅課	利活用	086-426-3531						
	建築指導課	危険空き家	086-426-3501			○	1/2	50万	
	環境衛生課	その他	086-426-3361						
	生活安全課		086-426-3111						
	予防課		086-426-1194						
津山市	仕事・移住支援室	利活用	0868-24-3787	◎	○				○
	みらい産業課		0868-32-2178						○
	協働推進室		0868-32-2032						
	都市計画課 (建築指導審査係)	危険空き家	0868-32-2099						
	管理課(管理係)		0868-32-2089						
	環境生活課 (空家対策係)	危険空き家	0868-32-2037			○	1/3	50万	
	課税課(資産税係)	税関係	0868-32-2016						
玉野市	都市計画課 (都市整備・空家対策係)	総合相談窓口	0863-32-5538	○	○	○	1/3	50万	
笠岡市	定住促進センター	総合相談窓口	0865-69-2377	○					○
	都市計画課	危険空き家	0865-69-2141			○	1/2	50万	
井原市	建築住宅課	空き家バンク	0866-62-9527	○		○	1/2	50万	○
		危険空き家							
総社市	人口増推進室	利活用	0866-92-8308	◎	○				○
	建築住宅課	危険空き家	0866-92-8289						
	環境課	環境、衛生	0866-92-8338						
高梁市	環境課	総合相談窓口	0866-21-0259	○	○	○	1/3	30万	○
新見市	企画政策課	利活用	0867-72-6114	◎	○				○
	都市整備課	危険空き家	0867-72-6118			○	1/3	50万	
	生活環境課	環境、衛生	0867-72-6124						
備前市	都市住宅課 (移住定住推進係)	総合相談窓口	0869-64-2225	◎	○	○	2/3	50万	○

市町村	空き家相談窓口	相談内容	電話番号	空き家 バンク ^{*1}	空き家に関する補助制度				
					改修	除却			その他 の支援 制度 ^{*2}
					有無	補助率	限度額		
瀬戸内市	企画振興課	利活用	0869-22-1031	○	○				○
	危機管理課	危険空き家	0869-22-3904						
赤磐市	まち・ひと・しごと 創生課	利活用	086-955-1220	◎	○	○	1/3	50万	○
	建設課	危険空き家	086-955-1485						
真庭市	交流定住推進課	利活用	0867-42-1179	◎	○				○
	都市住宅課	危険空き家	0867-42-7781			○	1/4	50万	
美作市	企画情報課	利活用	0868-72-6631	◎	○				
	くらし安全課	危険空き家	0868-72-5202			○	1/2	30万	
浅口市	まちづくり課	総合相談窓口	0865-44-9044	◎	○	○	1/2	50万	
和気町	まち経営課	利活用	0869-92-4589	◎	○				○
	都市建設課	危険空き家	0869-93-1127						
早島町	まちづくり企画課	利活用	086-482-0612	◎	○				○
	建設農林課	危険空き家	086-482-0614			○	1/2	50万	
	町民課	環境、衛生	086-482-0613						
里庄町	総務課	利活用	0865-64-3111						
		危険空き家	0865-64-3111						
矢掛町	産業観光課	利活用	0866-82-1016	◎	○				○
	建設課	危険空き家	0866-82-1014			○	1/2	50万	
新庄村	総務企画課	総合相談窓口	0867-56-2626	○		○	2/3	50万 (※一部 地域では 100万)	○
鏡野町	まちづくり課	利活用	0868-54-2982	◎	○				○
	くらし安全課 (生活安全係)	危険空き家	0868-54-2621						
勝央町	元気なまち推進室	総合相談窓口	0868-38-3111	◎	○	○	1/2	50万	○
奈義町	まちづくり戦略室	総合相談窓口	0868-36-4126	◎					○
西粟倉村	総務企画課	総合相談窓口	0868-79-2111		○	○		100万	○
久米南町	産業振興課	利活用	086-728-2134	◎	○				○
	建設水道課	危険空き家	086-728-4413			○	4/10	50万	
美咲町	まちづくり課	総合相談窓口	0868-66-1191	○	○	○	除却工 事費の 8/10に 1/2を乗 じた額	50万	○
吉備中央町	定住促進課	利活用	0867-34-1116	○	○				○
	住民課	危険空き家	0866-54-1316						

※1. ○は空き家バンク制度が有り、かつ、空き家情報流通システムを利用している市町村。
 ※2. その他の支援制度については、各市町村にお問い合わせください。



岡山県空家等対策推進協議会
事務局 岡山県土木部都市局建築指導課
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6
電話 086-226-7499